

農林水産業みらいプロジェクト

平成 26 年度助成事業 募集要項

～ 農林水産業と食と地域のくらしを支えるために ～

平成 26 年 6 月

一般社団法人 農林水産業みらい基金

1 はじめに

我が国の農林水産業を取り巻く環境は、生産者数の減少と高齢化の進展、輸入農林水産物の増加等、依然として厳しい状況にあります。我が国は優良な農地・漁場・山林や、安全・安心かつ高品質の農林水産物を生産する技術を有するなど、大きな成長の可能性を有しております。

我が国の農林水産業への注目・期待が高まるなかで、農林水産業者の主体的な取り組みを後押しするため、農林水産業みらい基金（以下「当基金」といいます。）は、農林水産業と食と地域のくらしを支える「農林水産業みらいプロジェクト」を展開することとし、ＪＡ（農協）・ＪＦ（漁協）・ＪForest（森林組合）グループの一員である農林中央金庫より、200 億円の基金拠出を受けております。

本プロジェクトでは、“創意工夫にあふれた取り組みにチャレンジしている地域の農林水産業者”への後押しを通じて、農林水産業と食と地域のくらしの発展に貢献したいと考えております。

助成対象としては、独自性あふれる取り組みであり、助成対象事業・地域の活性化だけでなく、他地域・他事業まで波及するような事業に取り組んでいる農林水産業者を選びすぐりのうえ、これらの事業拡大に必要な活動費や施設整備・加工品開発等にかかる費用への助成を行います。

今年度は助成事業の初年度にあたることもあり、入念な審査を行ったうえで、主として他者のモデルとなり得る事業を厳選することとします。

助成に関することを定める募集要項につきましては、年度ごとに見直していく予定ですが、来年度以降は、徐々に助成対象の拡大を図ってまいりたいと考えております。

2 本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、以下の支援に取り組むことを通じて、農林水産業と食と地域のくらしの発展に貢献することを目的とします。

- (1) 農林水産業の持続的発展を支える担い手への支援
- (2) 農林水産業の収益力強化に向けた取組みへの支援
- (3) 農林水産業を軸とした地域活性化に向けた取組みへの支援

3 募集方法（平成 26 年度助成事業）

事前申込みと本申請の二段階で募集を行います。

申請を希望される方は、事前申込期間に「事前申込書」をご提出いただいたうえで、本申請期間に「助成申請書」をご提出ください。

事前申込期間は平成 26 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日とし、本申請期間は平成 26 年 8 月 31 日までとします（それぞれの期間末日付消印有効）。

事前申込期間内に「事前申込書」の提出がなされなかった申請は受け付けることができません。

➤ 今後のスケジュール

時期	項目
平成 26 年 7 月 1 日～7 月 31 日	事前申込期間 （7 月 31 日付消印有効）
（事前申込後）～8 月 31 日	本申請期間 （8 月 31 日付消印有効）
9 月 1 日～11 月 30 日	審査期間
12 月（予定）	審査結果通知（郵送）

4 選定方法

- (1) 助成対象となる事業は、外部有識者により構成される事業運営委員会における審査を経て理事会にて決定されます。
- (2) 審査手法としては、ご提出いただく資料に基づく書類選考を 1 次審査と

し、最終選考では原則として現地実査および関係者との面談も行います。

- (3) 助成対象となる事業の決定にあたっては、事業計画の変更や助成対象範囲の限定等の条件が付される場合があります。
- (4) 助成対象となる事業の決定は、平成 26 年 12 月を予定しており、審査結果のお知らせについては郵送により行います。なお、審査の経過等についての開示は行いません（審査結果に関するお問い合わせには応じかねます。）。

5 助成の概要

- (1) 助成対象事業の活動に直接的に必要となる各種経費（以下「直接的事業経費」といいます。）を助成します。

- (2) 助成の方針

今年度は助成事業の初年度にあたることもあり、入念な審査を行ったうえで、主として他者のモデルとなり得る事業を厳選することとします。

なお、助成に関することを定める募集要項につきましては、年度ごとに見直していく予定ですが、来年度以降は、徐々に助成対象の拡大を図ってまいりたいと考えております。

- (3) 助成金の支給範囲

原則として、継続する事業活動にかかる直接的事業経費のうち、助成決定後 1 年以内に支出する直接的事業経費を助成します（助成回数 1 回の後払い）。

ただし、当基金が認めた場合は、助成決定後 3 年以内に支出する直接的事業経費を助成する場合があります（助成回数最大 3 回の 1 年ごと後払い）。

当基金が前払いの必要性を認めた場合は、支給予定額の半額を上限とする概算払い（前払い）による支給を、1 回の助成につき 1 回に限って実施する場合があります。

助成金の支給手続きは「8 助成金の支給」に記載のとおりです。

(4) 支給予定額の決定

当基金が認定した直接的事業経費の総額に基づいて、当基金が支給予定額を決定します。審査の結果、支給予定額が申請額を下回る場合があります。

支給予定額は以下の算式により計算します。

$$\begin{aligned} \text{支給予定額} = & \text{〔当基金が認定した直接的事業経費の総額〕} \\ & \times \text{〔当基金が認める一定の割合（上限 90％）〕} \end{aligned}$$

実際の支給額の計算は「8 助成金の支給」に記載のとおりです。

(5) 直接的事業経費の範囲は、助成対象事業における以下の項目です。

- ① 人件費
- ② 外部専門家（コンサルタント等）の活用等に関する費用（マーケティング調査費等を含む）
- ③ 人材育成に関する費用（研修・教材費等）
- ④ 設備・施設（機械装置・器具等）に関する費用（リース料・レンタル料を含む）
- ⑤ 知的財産権の取得に関する費用
- ⑥ その他①から⑤に準じる費用（ただし税金は対象外）

（注1）助成の対象は、助成決定後に支出する直接的事業経費に限定します。

（注2）申請の対象となる直接的事業経費については、その計算の根拠となる資料の提出をお願いします。

（注3）助成対象事業に直接関係のない費用（事務所経費、交際費、寄付金、他債務の返済等）は直接的事業経費には含まれませんので、ご注意ください。

6 応募者の資格

以下の(1)または(2)に該当し、かつ(3)から(7)の全ての要件に該当する者とします（「農林水産業者を核とした事業・活動であり、地域住民、地域行政等の関係者も広く参画するもの」を助成対象事業の条件の一つにしていますので、個人では応募できません。）。

ただし、法人は申請時点で設立されていることが必要であり、当基金の助成金の受給を目的として一時的に設立された法人等を除きます。

- (1) 農業法人、NPO法人等、日本国内に所在する第一次産業に関連する事業を営む法人
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合およびこれらの組合に属する任意の組織（いわゆる部会等）ならびにこれらの組合の連合会
- (3) 事業を主体的に行う意思および具体的計画を有すること
- (4) 適切な管理（出納管理、証票管理、会計管理等）を行う態勢・能力を有すること
- (5) 当基金の広報活動の一環として、当基金が助成対象事業の活動内容（レポート、写真等）を発信する場合があることに同意できること
- (6) 当基金の求めに応じた事業報告・現地実査への協力（助成金の受給後も含む）に同意できること
- (7) 役員および役員に準じる者のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ① 暴力団員による不当な行為に関する法律第二条六号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - ② 成年被後見人または被保佐人に該当する者
 - ③ 破産手続開始決定を受けて復権していない者
 - ④ 会社法、証券取引法、破産法等会社に関連する法律違反の罪を犯し、刑の執行が終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - ⑤ 前号以外の罪を犯して禁固以上の刑に処せられ、または刑を受けることがなくなるまでの者（執行猶予中の者は除く）
 - ⑥ その他事業の遂行にあたり不公正な行為を行うおそれのある者

7 助成対象事業の条件

助成対象事業は、以下の全ての条件に該当する事業とします。

- (1) 農林水産業と食の発展に向けて、地域が挑戦する持続可能な事業・活動であり、他地域や他作物等に対しても波及性が高い取組みであると認められるもの。
 - 設備・施設のみの導入や催事の開催等を目的とするものではなく、他地域においてもモデルとなるような挑戦的な事業・活動であり、他地域の農林水産業者の挑戦意欲を刺激するようなもの。
- (2) 農林水産業者による主体的な取組みであり、創意工夫や独自性等が認められるもの。
 - 対象事業の主導者が熱意と挑戦意欲にあふれた農林水産業者であり、自立した運営態勢が確立されているもの。
 - 全国・県域が統一的に取組むものではなく、地域の実情に応じた課題解決に挑戦する取組みであり、農林水産業の収益力向上、雇用創出、次代の担い手育成等への発展的効果が期待されるもの。
- (3) 農林水産業者を核とした事業・活動であり、地域住民、地域行政等の関係者も広く参画するもの。
- (4) 事業・活動に関する具体的計画を有し、的確に実施できる能力を有するものであり、事業計画等に合理性と実現可能性が認められるもの。
 - 事業主体としての管理態勢や助成期間終了後の事業継続にも確からしさが認められるもの。
- (5) 本プロジェクトによる支援を必要とする合理的な理由があること。

8 助成金の支給

(1) 事業実施報告書等の提出、助成金の支給（後払い）

助成回数 1 回の場合は、支給予定額に相当する支出の確定後 1 か月以内に、事業実施報告書および各種証憑書類をご提出いただきます。

事業実施報告書等を当基金の事務局にて精査し、内容が適正であることを確認のうえ、助成金を支給します。

実際の支給額は以下の算式により計算します。

$$\text{実際の支給額} = [\text{支給予定額に相当する実際の支出総額}] \times [\text{支給予定額決定時に当基金が認めた一定の割合（上限 90\%）}]$$

（注）実際の支給額は支給予定額を上限とします。

助成回数が 2 回または 3 回の場合は、1 回の場合に準じ、1 年ごとに事業実施報告書および各種証憑書類をご提出いただきます。

(2) 概算払い（前払い）

「5 (3) 助成金の支給範囲」にも記載のとおり、当基金が前払いの必要性を認めた場合は、支給予定額の半額を上限とする概算払い（前払い）による支給を、1 回の助成につき 1 回に限って実施する場合があります。この場合の残額（後払い）は以下の算式により計算します。

$$\text{残額} = [\text{上記(1)に基づいて計算された実際の支給額}] - [\text{概算払いによって支給した金額}]$$

9 助成金受給にあたっての留意事項

(1) 助成金受給者の義務

助成金受給者の義務は以下のとおりです。

- ① 申請した事業計画に沿って、適法適正かつ誠実に事業を遂行すること
- ② 事業の大幅な拡大、縮小、取りやめ等があった場合には、遅滞なく当基金に報告すること
- ③ 代表者の交代、合併、買収等があった場合や支配権の変動等の組織再

編行為があった場合には、遅滞なく当基金に連絡すること

④ その他①から④に準じること

- (2) 応募者の資格要件に反することが判明した場合、事業実施報告書等による報告内容に不適切な内容が認められる場合、同報告書等の著しい提出遅延等、不適切な事由があると当基金が認めた場合には、助成金を支給せず、また初回概算払い（前払い）の支給分を返還していただく場合があります。

10 行政からの補助金との関係について

国または地方公共団体から補助金を受給している場合、原則として当該補助金支給対象費目への追加助成は行いません。

ただし、補助金を差し引いた残りの直接的事業経費（以下「補助残」といいます。）について、事業全体の展開を図るうえで助成が真に必要であると当基金が認めた場合に限り、補助残の90%部分までを助成する場合があります。

11 応募の方法

所定の申請書（当基金ホームページからの出力または農林中央金庫の窓口等に備え付け）を作成のうえ所定の添付資料とともに各2部を当基金あてにご提出ください。

なお、必要に応じて、追加での資料提出や面談を求めることもあります。

ご提出いただいた資料の返却はいたしませんので、ご了承ください。

【ご提出資料】

- (1) 事前申込み（平成26年7月1日～同年7月31日（7月31日付消印有効））
- ① 事前申込書（様式所定）
 - ② 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写）またはそれに準ずる資格証明書等（写）
 - ③ 定款またはそれに準ずる規約等
 - ④ 組織として意思決定する役員または構成員の名簿、および代表者の経歴（すべての役員・代表者の生年月日を含む）

(2) 本申請(事前申込書提出後～平成 26 年 8 月 31 日(8 月 31 日付消印有効))

- ① 助成申請書(様式所定)
- ② 過去 3 期分の事業報告書・財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)またはこれらに準ずる書類
- ③ 事業計画書(様式任意)
- ④ 直接的事業経費の計算根拠となる資料(事業費用総額にかかる資金調達計画も記載されたもの)
- ⑤ 組織概要がわかる組織案内、パンフレット等
- ⑥ 行政からの補助金を受けている場合は当該補助金に関する書類(写)
- ⑦ 本件審査においてプラスと評価できるような事実を表明する書類(許可、特許、活動実績、報道資料等)
- ⑧ 情報の取扱いに関する同意書(様式所定)
- ⑨ 表明・確約書(様式所定)

【ご送付先】

一般社団法人 農林水産業みらい基金

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12

Eメールアドレス mirai@miraikikin.org

郵送またはEメールにてお願いします。

当基金事務局への持参はご遠慮ください。

お問い合わせ電話番号 03-3294-6935 [土日祝を除く 9:00～17:00]

12 個人情報の取扱いについて

ご提出書類や現地実査等で得た応募者の個人情報は、選定手続に際し当基金の事業運営委員会等に提供するほか、現地実査等のための連絡、選定結果の連絡および公表等に利用します。

個人情報の利用は、利用目的の達成に必要な範囲で行います。それ以外の目的で利用することはありません。

法令等の定めに基づく場合や、人命や財産保護のために必要とする場合を除き、第三者へ提供することはありません。

以 上